

山武郡市広域行政組合消防本部では

平成31年4月1日から

重大な消防法令違反がある建物を公表します。

違反対象物の 公表制度

建物を利用するときに、その危険性についての情報を入手することができるように重大な消防法令違反がある建物の情報を公表する制度です。

公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店舗、旅館、病院、福祉施設などの建物です。

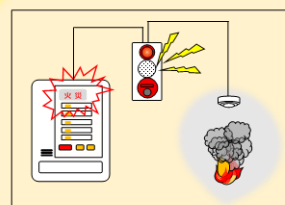
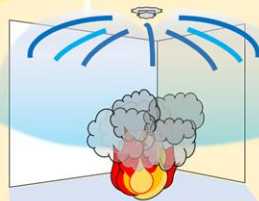
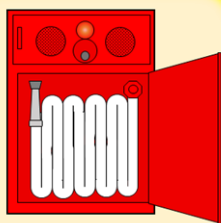


公表の対象となる違反

消防法令により

屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備

の設置が必要な建物で、これらの設備が**設置されていない違反**です。



公表の方法

- 山武郡市広域行政組合消防本部のホームページに掲載します。
- 消防本部・消防署で閲覧できます。

山武郡市広域行政組合消防本部



違反対象物の公表制度

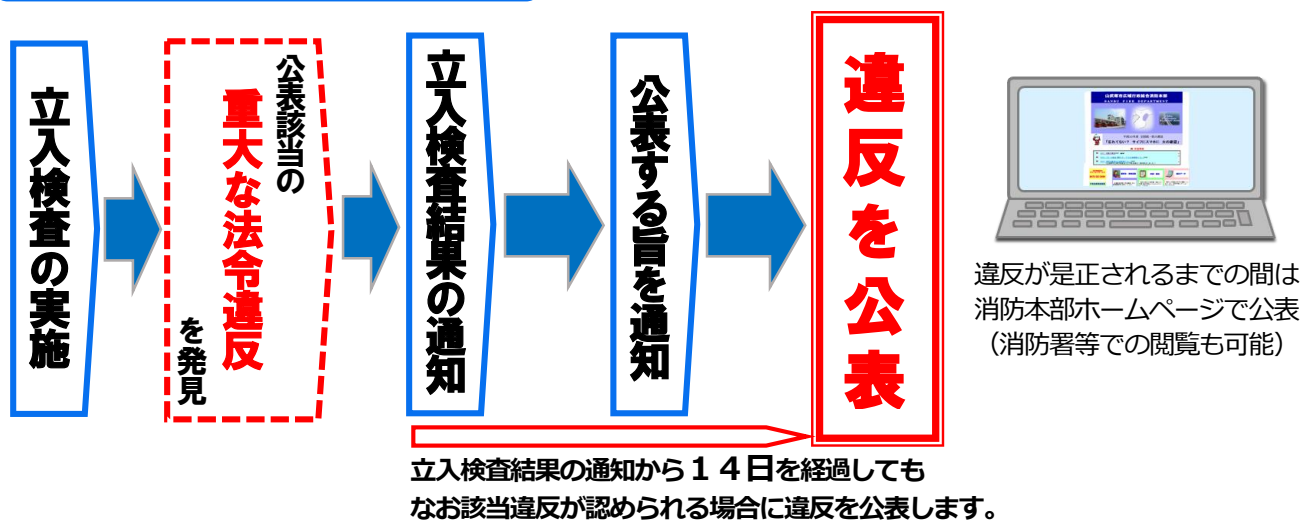
公表する内容

次の内容を公表します。

- 建物の名称
- 建物の所在地
- 違反の内容

建物の名称	〇〇〇〇ビル
建物の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
違反の内容	自動火災報知設備未設置

公表までの流れ



建物関係者の方に

消防法では、建物の用途・構造・規模や、避難又は消火活動に使用できる開口部の状況などにより、消防用設備等の設置基準が定められています。

次のような場合には新たに消防用設備等の設置義務が生じ、重大な消防法令違反となる場合があるので、事前に消防署まで御相談ください。

- 飲食店、物品販売店舗、旅館、福祉施設などに用途を変更したり、新規に入居する場合
- 増築、改築や隣接する建物と接続する場合
- 窓や扉などの、建物にある開口部を閉鎖したり、変更しようとする場合

山武郡市広域行政組合消防本部

お問合せは消防本部予防課まで
千葉県東金市家徳384番地2
電話 0475-52-8754
FAX 0475-55-0131

